

## 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会運営要領

(趣旨)

第1条 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程第3条に規定する観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会分科会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会長(以下「専門部会長」という。)の指示を受け、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 分科会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、専門部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、専門部会長及び事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市又は町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

担当部会名	分科会名	観音寺市	大野原町	豊浜町
企画部会	企画分科会	企画課	総務企画課	総務課 まちづくり推進室
	広聴広報分科会	秘書課	総務企画課	総務課
	電算分科会	企画課	総務企画課	総務課
	消防分科会	企画課	総務企画課	総務課
財政部会	財政分科会	総務課	総務企画課	総務課
	管財分科会	総務課	総務企画課	総務課
	出納分科会	会計課・監査事務局	出納室	出納室
総務部会	総務分科会	総務課	総務企画課	総務課
	人事分科会	秘書課	総務企画課	総務課
	選挙分科会	選挙管理委員会事務局	総務企画課	総務課
住民部会	税分科会	税務課	税務課	税務課
	交通分科会	市民課	総務企画課	総務課
	住民分科会	市民課	住民課	住民生活課
	国保分科会	健康増進課	住民課	健康福祉課
	年金分科会	市民課	住民課	住民生活課
	人権分科会	人権推進課	住民課	住民生活課
環境部会	環境分科会	生活環境課 健康増進課	住民課	住民生活課
	し尿分科会	下水道課	住民課	住民生活課
健康福祉部会	福祉分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 老人介護支援センター
	健康分科会	健康増進課	福祉保健課	健康福祉課
	介護分科会	福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 わたつみ苑
産業経済部会	農林水産分科会	農林水産課・建設課	経済課	経済課
	商工観光分科会	商工観光課・都市開発課・競輪事業局	経済課	経済課
	農業委員会分科会	農業委員会事務局	農業委員会事務局	農業委員会事務局
都市計画部会	都市計画分科会	都市開発課	総務企画課	建設水道課
建設部会	建設分科会	建設課・都市開発課	建設水道課	建設水道課
	住宅分科会	建設課	建設水道課	住民生活課
	港湾分科会	建設課	経済課	建設水道課
上下水道部会	水道分科会	水道局	建設水道課	建設水道課
	下水道分科会	下水道課	建設水道課	建設水道課
教育部会	教育分科会	庶務課・学校教育課	教育課	教育委員会事務局
	生涯学習分科会	生涯学習課	教育課	教育委員会事務局
	人権・同和教育分科会	人権・同和教育課	教育課	教育委員会事務局
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局

各分科会の構成委員は、担当課の職員とする。